

①社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)による支援

○住環境の整備改善を必要とする区域において、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等、住環境の整備改善を行う地方公共団体等を支援。

○歴史的風致維持向上計画の認定都市では、歴史的風致形成建造物の修理、買取り、移設、復原が支援対象を追加(国費率:市町村等1/2、民間事業者等1/3(間接補助))

※10年以上の一般公開を行うことが条件となる。

広島県竹原市においては、江戸末期に建てられた酒蔵を歴史的風致形成建造物に指定し、保存修理を実施した。

※酒蔵は竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区(重伝建)に隣接



修理前



修理後

②社会資本整備総合交付金(都市公園等事業)による支援



○地域の歴史・文化遺産を保全・活用したまちづくりを推進するため、地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援。

○歴史的風致維持向上計画の認定都市では、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものを支援対象に追加(国費率:1/2)

石川県金沢市においては、石川門の保存修理、河北門と橋爪門の復原により、明治期に焼失して以来134年ぶりに金沢城三御門が往事の姿を取り戻している。

また、令和2年7月に黒い海鼠漆喰なまこじっくいが特徴の鼠多門・鼠多門橋が復原整備された。



金沢城公園



令和2年7月に復原された鼠多門・鼠多門橋

- 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- 歴史的風致維持向上計画の認定都市では、一定の要件を満たす場合において、土塁・堀跡の整備等を支援対象に追加するとともに、国費率の上限を40%から45%に嵩上げ。

秋田県大館市においては、天然記念物「秋田犬」を守り育てる歴史的風致を核に、駅前の「秋田犬の里」「ハチ公広場」を拠点として歴史資源を巡るまち歩きの推進を図っている。



④景観改善推進事業による支援

- 地域住民がそのまちに誇りや愛着を持てる住みよい環境を整備するとともに、多数の観光客が来訪するような魅力あるまちづくりを推進するためには、歴史的な街並みや自然景観など、地域の個性や特性を活かした「地域の顔」となる景観形成を図ることが重要。
- 地域に合った景観計画の策定や、具体的な景観改善を支援することにより、魅力ある景観が各地で形成され、観光振興や地域活性化に資する。

支援内容

【対象事業】

- (1) 景観計画策定・改定に要する経費
- (2) 景観計画策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費
- (3) 景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費

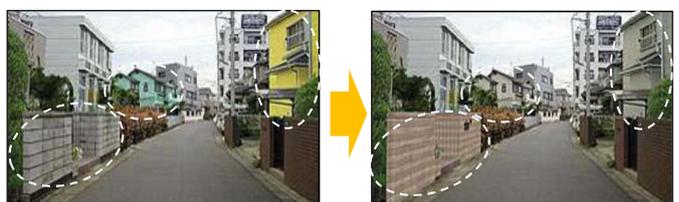
【補助率】

- 上記(1)、(2)
 事業主体がa. に該当する場合 1/2
 事業主体がb. に該当する場合 1/3
- 上記(3)
 事業主体がa. 及びb. に該当する場合 1/3

【事業主体】

以下のいずれかの要件を満たす市区町村

- 立地適正化計画策定または策定に向けた具体的な取組を公表している市区町村
- 景観に関連のある計画等を定めている市区町村 (a.を除く)
 - ※景観に関連のある計画等
 - ・古都保存法に基づく歴史的風土保存計画
 - ・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画
 - ・文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区
 - ・観光圏整備法に基づく観光圏整備計画
 - ・棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画



景観規制により既存不適格となった建築物の外観の塗り替え (イメージ)

⑤歴史的観光資源高質化支援事業による支援

○歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景を実施し、観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的なまちなみ全体の質を向上させる。

歴史的観光資源高質化支援事業

◇補助内容

歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却、伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景

◇補助事業者： 地方公共団体、観光地域づくり法人、民間事業者等

◇補助率： 1/3

※観光庁が指定する地域かつ歴史的風致維持向上計画認定都市において実施されるものが対象



歴史的なまちなみを阻害する建築物の外観を美装化



歴史的建造物への視線を遮る景観阻害物件を除却

【美装化・除却（イメージ）】

⑥Living History(生きた歴史体感プログラム)事業

○文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものとするための取組(LivingHistory)を支援することなどにより、文化財の活用による地域活性化の好循環を創出する。

○訪日外国人観光客が多く見込まれる日本遺産や世界文化遺産などにおいて、地域全体で魅力向上につながる一体的な整備や美観向上、公開活用のためのコンテンツの作成などを行うことで、観光拠点としての更なる磨き上げを図る。

支援内容

◇補助内容

①Living History(生きた歴史体感プログラム)促進事業

文化財建造物や史跡等を訪れた人が、歴史的背景に基づいて往時を体験・体感できるような復元行事や展示・体験事業などの取組を支援

②観光拠点整備事業

日本遺産、世界文化遺産などの外国人観光客が見込まれる地域で、魅力向上につながる一体的な整備や美観向上、公開活用のためのコンテンツ作成などを支援

◇補助事業者： 地方公共団体、協議会、所有者等

◇補助率： 1/2（条件に応じ2/3を上限）

※歴史的風致維持向上計画認定都市は補助率5%加算

※観光庁が指定する特定観光地等において実施されるもの
事業の詳細はこちら📄(文化庁HP)

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/index.html>

【事業イメージ】



建造物の美観向上

○歴史的風致を維持向上し、歴史・文化を活かしたまちづくりを推進するため、税制の特例措置を講ずるもの。

所得税・法人税等

- ・歴まち計画に定められた重点区域におけるポケットパーク、水路等の公共・公用施設の整備に関する事業の用に供する土地等を、個人・法人が地方公共団体又は歴史的風致維持向上支援法人に譲渡する場合、譲渡所得等について**1,500万円控除**



相続税

- ・歴史的風致形成建造物である家屋及びその敷地について、**3割評価減**

イメージ



法令上の特例措置（権限委譲・規制緩和等）

権限委譲

- 法に基づく事務や権限等を、認定都市や歴史的風致維持向上支援法人に委譲するもの
- ・土地改良施設である農業用排水路の管理【都道府県→歴史的風致維持向上支援法人】
 - ・文化財保護法に係る一部の事務【国（文化庁）→認定都市】
 - ・歴史的風致の維持向上に寄与する都道府県管理の都市公園の管理【都道府県→認定都市】
 - ・特別緑地保全地区における行為制限に関する事務【都道府県→認定都市】
 - ・屋外広告物法に基づく条例の制定【都道府県→認定都市】

規制緩和等

- 計画に基づく取組の推進を図るため、法律上の特例措置を講じるもの
- ・農業用排水施設の存する農用地区内における開発行為について、歴史的風致の維持・向上に著しい支障を及ぼす場合には不許可処分。
 - ・計画に位置付けられた路外駐車場を駐車場整備計画に位置付けるとともに、駐車場整備計画に都市公園内の地下駐車場整備に関する事業計画を定める場合、公園管理者の同意を得ることを義務づけ、当該駐車場については都市公園の地下占用を許可
 - ・計画に無電柱化が必要と記載された道路を、電線共同溝を整備すべき道路として指定可能。
 - ・歴史的風致の維持向上に寄与する建築物の復原を目的とする市街化調整区域における開発行為について、許可申請に必要な手続きを簡素化